



健康の駅 「湯ったり勝山」が完成
高齢者の方の健康づくりを応援します

1月18日(日)
オープン!!

■健康の駅とは
 健康なまちづくりをリードする交流拠点(駅)のことで、北陸3県では勝山市が初めて認証を受けました。

「湯ったり勝山」は、お風呂に入り、休憩所でのんびり過ごしてリラックスしていたくほか、高齢者の方の健康づくり・生きがいづくり、交流・憩いの場として、様々な活用ができる施設となっています。

市では、「湯ったり勝山」から更なる健康づくりを推進していきます。



浴場



休憩室

■「湯ったり勝山」には、看護師がいます

火・金曜日の午前10時～午後3時までの間、看護師が常駐します。看護師が健康や介護の相談を受けたり、健康に関する情報を提供します。また、入浴に来られた方が、ごなだでも健康づくりができるように、体操やレクリエーションなどでお手伝いをします。



■「健康カラオケ」で楽しく体操
 「湯ったり勝山」には、生活機能改善機器として、「健康カラオケ」が設置されます。「健康カラオケ」は、皆さんが大好きなカラオケとして歌って楽しむほか、体操をしている映像を見ながら、一緒に身体を動かすこともできます。歌ったり、体操をしたりして、楽しく介護予防しましょう。



■団体送迎があります
 健康づくりのために「湯ったり勝山」をご利用される65歳以上の方が10人以上の団体については送迎があります。予約・申請先▼健康長寿課 ☎87・08888
 ※1月18日(日)以降は「湯ったり勝山」で受け付けます

■「お出かけサロン」がさらに充実
 これまで、勝山温泉センター「水芭蕉」で実施してきた「お出かけサロン」を、「湯ったり勝山」でも実施します。おうちに閉じこもりがちな方、少し身体を動かしたいという方や人と交流がしたいという方は、ぜひご利用ください。



■地域包括支援センターは、高齢者の方の相談窓口です。介護や健康のことなど何でもご相談ください。

■地域包括支援センター「たやぎ」 ☎87・09000



お出かけサロンの案内

対象▼65歳以上の市民で、要介護認定を受けていない方

内容▼午前中は介護予防のための体操やレクリエーション、午後は入浴や休憩などの自由時間

健康の駅「湯ったり勝山」
 毎週火・水曜日
 勝山温泉センター「水芭蕉」
 毎週木・金曜日
 ※ご利用は月2回
 時間▼午前10時～午後3時
 ※昼食あり
 利用料▼1000円
 (入湯料・昼食代)
 その他▼送迎あり(希望制)



お出かけサロンの様子

■地域包括支援センター「たやぎ」 ☎87・09000

国保

**国民健康保険税は
 社会保険料控除の対象です**

国民健康保険税は所得税および住民税の申告において、社会保険料控除の対象となります。平成26年1月1日から12月31日までに納めた国民健康保険税*1、*2の合計額を算出して確定申告の際に申告してください。(領収証の添付は不要です)

ご家族の保険税を納付された場合でも控除の対象となる場合があります。(下記表のとおり)

納付方法と申告できる方

| 納付の方法 | 申告できる方 |
|-------------|---------|
| 納付書 | 支払った方 |
| 口座振替 | 当該口座名義人 |
| 特別徴収(年金天引き) | 当該年金受給者 |

※1 平成25年度以前の保険税も対象です
 ※2 還付があった場合には還付額を差し引きします

☎ 税務課 (市役所1階) ☎88-8101

**非自発的失業者の
 国民健康保険税の軽減について**

リストラや会社の倒産など、事業所の都合で離職された方は、申請により国民健康保険税が軽減されます。詳しくは下記までお問い合わせください。

【軽減の条件】

- 離職時65歳未満 かつ
- 雇用保険受給者資格証*の離職理由コード(2桁の番号)が下記に該当

| 軽減対象コード |
|----------------------------|
| 11・12・21・22・23・31・32・33・34 |

※ハローワークで交付

【手続きに必要なもの】

保険証、雇用保険受給者資格証、印鑑

☎ 市民課 (市役所1階) ☎88-8102

年金

～年金を受給している方へ～

「平成26年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます

厚生年金、国民年金などから支給される老齢年金などは雑所得として所得税がかかります。

日本年金機構から源泉徴収票が送付されますので、確定申告【期限：平成27年3月16日(月)】の際に添付してください。

※障害年金や遺族年金は所得税の課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません

○源泉徴収票の送付時期

1月中旬から1月末までに順次送付

○所得税が年金から源泉徴収される方

- ・65歳未満で受給額(年額)が108万円以上の方
- ・65歳以上で受給額(年額)が158万円以上の方

○確定申告が必要な方

- ・年金以外に所得がある方
- ・2カ所以上の年金の支払者に対して扶養親族等申告書を提出している方

厚生年金、国民年金などの受給額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は所得税の確定申告をする必要がなくなりましたが、市・県民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、税務課にお問い合わせください。

○源泉徴収票の再交付について
 過去8年分の源泉徴収票の再交付*が可能で、年金事務所へお問い合わせください。お電話でのお申し込みも可能です。

なお、お問い合わせの際は、基礎年金番号のわかるものをご用意ください。
 ※再交付には2週間程度かかりますので、お急ぎの場合は、年金事務所の窓口でのお申し込みをお願いいたします

☎ 市民課 (市役所1階) ☎88-8102
 税務課 (市役所1階) ☎88-8101
 福井年金事務所 ☎0776-23-4518